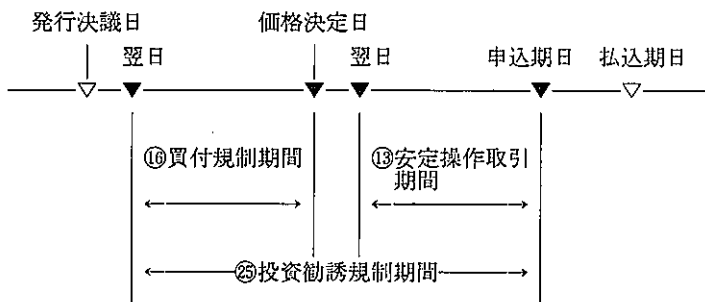


(図) 安定操作取引期間、買付規制期間及び投資勧誘規制期間



(参考)

企業が、新株式等を発行して資金調達を行う場合の、いわゆる時価ファイナンスにあつては、①流通市場における時価をもとに発行価格（権利行使価格、転換価格）等が決定され、その価格をもって不特定多数の投資者への募集・売出し等が行われること、②その発行価格等と時価との関係が募集等に応ずるかどうかの投資者の判断に大きく影響するものであることから、ファイナンス期間における流通市場の価格形成が極めて重要な意味を持つこととなる。

安定操作取引とは、有価証券の相場を釘付けし、固定し、または安定化する目的をもって、有価証券市場において行う一連の売買取引等をいい、証取法は、これを原則として禁止しており、政令において、有価証券の募集・売出しを容易にする場合に限って認められている。政令では、安定操作取引期間、価格等の制限、大蔵大臣への届出等の手続きが定められており、さらに、自主規制機関ルールでは、買付規制期間内における引受証券会社とその関係者の自己買付け及び発行会社関係者からの買付け受託の禁止、並びに投資勧誘規制期間内における引受証券会社による発行会社株式等の積極推奨の禁止などが定められている。

⑭ 証券会社による立会外分売の公表前の買付勧誘（東京証券取引所業務規程第46条第2項及び大阪証券取引所業務規程第44条第2項違反）

複数の支店において、地元銘柄の立会外分売（注）に際して、支店の法人部長等が発行会社から入手した分売予定の情報を事

前に営業部門に伝達し、当該情報を受けた営業員が取引所の発表前に多数の顧客に対し買付勧誘を行っていたものが認められた。

(注) 立会外分売とは、顧客が大量の売り注文を委託した場合、立会外で広く一般投資者に分売への参加を求め、その大量注文の換金性を確保するとともに、売買立会場内での混乱及び相場の激変を回避する趣旨で設けられた市場内取引の一種である。

- ⑮ 証券会社による顧客の指値売付けに先立つ自己の計算による当該指値以上の価格での売付け（東京証券取引所業務規程第70条第1項「委託注文の優先」違反）

顧客から売付けの指値注文を受けたところ、その委託に基づく売付けを行うに先立ち、自己の計算で当該売指値以上の値段で売付けを行っているものが複数認められた。

- ⑯ 元引受証券会社による買付規制期間内の自己の計算による買付け（東証・名証「正会員の自己計算による株券の売買取引等についての定款第59条に関する理事会決定」第1項第1号違反）

ファイナンス銘柄一覧を掲示・回覧することにより、売買担当者に対し注意を喚起していた。しかしながら、売買担当者の自主的な発注停止以外の防止措置もなく、売買担当者が銘柄確認を怠ったことから、買付規制期間内（51頁（図）参照）において当該株券の自己の計算による買付けを行っていたものが認められた。

- ⑰ 証券会社による値幅制限を超えた価格での債券の売買（東証理事会決定「債券の市場外売買における適正な値段について（定款第23条第2項に関する解釈）」違反）

債券の入替売買に際し、乖離幅の算定方法を誤ったことによ

る値幅制限を超えた価格での買付けが認められた。

- ⑩ 営業員による外国株式勧誘時の証取法による企業内容未開示の未説明（日本証券業協会公正慣習規則（以下「日証協公慣規」という）第4号「外国証券の取引に関する規則」第6条の6第3項違反）

アジア株式の営業に注力していたが、顧客からの受託に際し、「当該銘柄は、我が国の証取法に基づく企業内容の開示は行われていない」旨の説明を行っていない営業員が多数認められた。

- ⑪ 営業員による無断売買（日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第16号違反）

営業員が、営業成績向上のため、複数顧客との間で顧客の同意を得ずに複数回にわたり株式の買付けを行ったものが認められた。

- ⑫ 営業員の名義貸しによる有価証券取引（日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第23号違反）

営業員が、営業成績向上のため及び顧客の要請を安易に受け入れ、株式の買付けに際し自己の親族の名義を使用させていたものが認められた。

- ⑬ 営業員による仮名取引の受託（日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第24号違反）

営業員が、取引の拡大による手数料収入の増加を企図し、顧客からの仮名口座開設の要請を安易に受け入れ、複数の仮名口座による取引を受託していたものが認められた。

- ⑭ 営業員による顧客の名義借り（日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第25号違反）

営業員が、手数料収入の増加等のため、顧客名義の口座を借用し、自己の計算に基づく株式の売買を複数回にわたり行って

いたものが認められた。

- ㉓ 営業員による顧客との金銭貸借（日証協公慣規第 8 号「証券従業員に関する規則」第 9 条第 3 項第 29 号違反）

立替金の発生を回避若しくは解消するため、多数の営業員による顧客の口座管理料の立替入金が認められた。

- ㉔ 従業員限りの広告（日証協公慣規第 8 号「証券従業員に関する規則」第 9 条第 3 項第 32 号違反）

営業員が、個別銘柄につき公表された情報を利用して独自の資料を作成し、内部管理者の審査を受けずに多数の顧客に対し郵送し広告をしていたものが認められた。

- ㉕ 元引受証券会社による投資勧誘規制期間内の積極的な投資勧誘（日証協公慣規第 9 号「協会の投資勧誘，顧客管理等に関する規則」第 8 条第 4 項違反）

支店長が特定の株式につきファイナンス銘柄であることの確認をしないまま、価格の上昇の可能性がある旨支店部内に紹介、当該支店の営業員による投資勧誘規制期間内（51 頁（図）参照）における多数顧客に対する積極的な投資勧誘が認められた。

- ㉖ 証券会社による先物取引発注時の自己・委託の区分管理の不備（日証協公慣規第 9 号「協会の投資勧誘，顧客管理等に関する規則」第 16 条違反）

顧客からの先物取引の委託注文の執行を急ぐあまり、自己・委託の区分を峻別しないまま取引所へ発注したものが認められた。

(2) 営業姿勢関係

- ① 証券会社による顧客の利益等を軽視した投資勧誘

イ 配分のあった新発転換社債について、完売するとの方針で多数の顧客に対し販売を行った際、当時の新発転換社債の市

場環境が悪化している旨を説明しないまま、転換社債の商品知識が十分ではない顧客や新発転換社債上場後の値上がりによる短期プレミアム期待の顧客に対して勧誘を行い、購入後に短期の損切り売却を繰り返している事例が認められた。

ロ 債券的側面の強い価格水準にあった額面割れ転換社債について、転換社債の商品知識が浅い顧客に対して、短期の値上がり期待を強調して勧誘を行い、短期の損切り・薄利売却を反復させている事例が認められた。

ハ 4つの独立した追加型投資信託商品を一つのグループにした各ファンド間でのスイッチングを可能とするファンド・ファミリー制度（注）があるにもかかわらず、顧客に対して十分な説明を行わず不要な手数料を負担させることとなる乗換勧誘を行っていた事例が認められた。

（注） グループ内の各ファンド間の乗換えを手数料を要せず可能とする制度。

ニ 新規の追加型投資信託商品「ブル・ベアセレクト」ファンド（注）について、営業成績向上のため、商品知識や投資経験が十分でない顧客に対して、各ファンドの商品性格や取引コストの十分な説明を行わないまま、両ファンドを同一日に両建てで買い付ける（または売り付ける）取引、同一日に同一ファンドを売買する取引事例が認められた。

（注） 先物取引を運用対象とした投資信託で、「ブルファンド」（先物価格の上昇期待）「ベアファンド」（先物価格の下落期待）という逆の投資成果をもたらす商品であり、一般に、ハイリスク・ハイリターン商品である。

ホ 投資信託の償還乗換の際の優遇措置（注）を顧客に説明せ

ず、また当該措置を利用しないまま投資信託を新たに購入させている事例が全営業部店において多数認められた。

(注) 投資信託の償還(信託期間を延長したファンドを解約した場合を含む。)を受けた顧客が、その支払いを行った証券会社で再度投資信託を購入する場合には、その償還金額に対応する購入口数について必要となる手数料等を証券会社が顧客に返戻する制度(償還日の属する月の翌月から起算して3カ月以内に新たに購入する投資信託が対象)。

② 証券会社が相手方となった顧客の益出し売買において生じた自己の売買損益を同顧客との他の益出し売買によって調整した取引

下記の事例は、有価証券取引における価格の変動リスクの負担についての認識が徹底していないものであり、取引の公正性を確保する観点から問題がある。

顧客からいわゆる益出しクロス取引を多数受託したものの、当初の取引の後に、当該取引を行った株式の価格が変動したため、同値での顧客に対する売戻しができず、同時に行う他の株式の売戻しを直近市場価格と異なる価格で行うことによって自己に生じた売買損益を調整している事例が多数認められた。

③ 証券会社による株式指数先物取引等の不適正な受託

以下の各事例については、本来顧客が負うべき取引上のリスクを証券会社が負うこととなるものであり、取引の公正性を確保する観点から問題がある。

イ 顧客から日経225先物とTOPIX先物の2つの取引の価格倍率又は同一市場の先物取引での限月の異なる銘柄の価格差を一定とするような取引を受託・執行し、2つの取引を市場に発注した後、一方の取引は成立したものの他方の取引が

顧客の指示されたスプレッドでの成立が見込めなくなった場合において、顧客に連絡することなく自らの判断で成立した取引を自己勘定に付け替えていた事例が認められた。

- ロ 転換社債の売買において、顧客から「一定額以上の売買注文が成立しなければ当該銘柄の売買注文全部を取り消す」との条件による委託注文を受託したことから、一部約定していたものの一定額以上の売買が成立しないと見込まれる段階で、自らの判断で当該委託注文を取り消し、顧客に連絡することなく約定済の取引を自己勘定に付け替え、顧客には不出来として連絡している事例が認められた。

(3) 内部管理体制関係

① 社内管理システムの不備及び不十分な活用

- イ 顧客の取引状況につき、短期間の頻繁な売買や多額の損失が発生しているとの社内システムによる指摘に基づき、支店長が当該顧客に対し度々面談を行っていたものの、面談が形式的で、面談理由となった顧客の売買状況が確認されないまま、当該顧客担当営業員による不適正な勧誘が看過されていた事例が認められた。
- ロ コンピュータ処理による発注停止が生じた際に、関係部課間の連絡・確認による的確な処理の実施等組織的な対応がとられなかったこともあり、法令違反行為の実行を防止出来なかった事例が認められた。
- ハ 委託注文の執行誤りについては、エラーレポートを提出しエラー勘定で処理するという制度によることとされていたが、実際には同制度は利用されず、委託注文の執行誤り等による自己勘定への付替え処理は自己売買担当者の口頭承認のみで安易に処理がなされていた事例が認められた。

ニ 債券の入替売買を行う場合には、債券営業部の担当者が基準価格との乖離幅をチェックして約定成立を承認することとしていたが、当該担当者が価格の確認を怠り、売買担当者からの口頭での報告を受けるだけでこれを承認していたほか、事後チェック担当者においても価格の確認を怠っていたことから値幅制限を超えた債券の売買の執行が看過されていた事例が認められた。

② 役職員の法令遵守意識の不足

イ 社内システムに基づく顧客面談指示があったにもかかわらず、当該顧客担当の営業員による不正行為の発覚を避けるため、支店長による顧客面談を行わないまま本社に対し虚偽の顧客面談報告を行っていた事例が認められた。

ロ 営業員が特定顧客との間で仮名取引の受託を行っていた証券事故が発覚したが、その後、支店長は当該特定顧客に対し取引の継続を依頼しつつ、当該特定顧客の友人口座による取引を勧め、新たな仮名取引を許容している事例が認められた。

ハ 営業員の未確認売買や誤認勧誘といった証券事故を内部事務担当者自身の法令遵守意識の希薄さから安易に約定訂正処理の誤り等として処理されていた事例が多数認められた。

ニ 日本証券業協会会員通知の内容を受け営業員への周知徹底を図るよう社内通達を発出していたが、多数の支店において、支店長等の管理職は当該通達の内容を確認したものの、日々の営業に追われていたとの理由から通達の趣旨を営業員に徹底しないまま放置していた事例が認められた。

ホ 支店営業員の無断売買の疑いを察知したにもかかわらず、当該営業員による「顧客の了解をとっている」旨の報告を受けるにとどまり、支店長が当該報告以上の追及をせず、さら

なる事実確認をしないまま放置していた事例が認められた。
その後、顧客の申出による本社の調査の結果、証券事故であることを確認し、事故処理を行ったものの、処理に長期間を要している事例が認められた。

へ 支店に係る社内検査で発覚した立替入金について、速やかに解消されたとして社内検査報告書での指摘をせず、当該支店側においても証券事故としての認識が薄く、以後事故報告の処理をしていない事例が認められた。

ト 支店長が支店営業員の証券事故を把握したものの、支店内部管理役席者と協議のうえ支店内で解決することとし、関係顧客と面談する等して当該行為の隠蔽を図っていた事例が認められた。

チ 支店長自らが顧客の要請により仮名口座を開設のうえ株式の委託注文を受託していた。内部管理統括責任者は、当該行為を認知していたものの、証券業協会のルールを十分に理解していなかったことから事故連絡書の提出を行っていなかった事例が認められた。

リ 株式ディーリング部等執行部門はもとより管理部門における空売り規制に対する法令等の認識不足から法令違反行為が看過されていた事例が認められた。

第 5 証券業務の認可を受けた金融機関に対する検査

本検査事務年度においては証券業務の認可を受けた金融機関に対する検査は実施していない。

第 6 金融先物取引業者等に対する検査結果の概要

金融先物取引業者等に対する検査においては、証券取引検査の際に、取引ルールの遵守状況の点検、投資勧誘の実情等営業姿勢の実態把握を行ったが、特に問題点は認められなかった。

第 7 自主規制機関に対する検査

平成4年7月の改正証券取引法（いわゆる公正確保法）の施行により、日本証券業協会の自主規制機関としての性格が明確化され、併せてその体制整備が図られた。今後、金融システム改革が進展する中で、証券市場の透明性、公正性の確保への要請はより一層増大するものと予想されるところであり、日本証券業協会是有価証券取引等の公正の確保に係る業務（監査及び処分業務等）をより充実・強化し、委員会と協力・協調しつつ市場監視の中核的役割を果たす必要がある。

こうした観点から、平成10年4月15日より、日本証券業協会が行う公正確保業務の執行状況について点検すべく検査を実施した。

(注) なお、この検査は平成10検査事務年度に入った7月9日に終了しており、本公表の対象となるものではないが、検査結果の概要は以下のとおりである。

○ 検査の結果、協会の公正確保業務についてはその実施面、体制面において未だ十分な状況にあるとは言えず、次のような改善措置を講ずる必要があるものと認められた。

1. 監査の効率化を図り、かつ、深度ある監査を実施するため、以下のような監査実施面の見直しを行う。

(1) 網羅的・形式的な点検に終始することなく、監査項目の絞り込

み等により法令遵守の監査を実施するなど、その重点化を図る。

- (2) 監査対象会員に係る情報の収集、分析・検討を監査に先立って行う等事前準備を充実する。
 - (3) 本店監査に止まることなく臨店数を増やすとともに、監査項目等に応じて原則6カ月となっている監査対象期間を拡大する。
 - (4) 実地検査を基本としつつ、監査対象・監査目的に応じて書類監査等を活用する。
2. 監査能力の向上を図るため、監査結果を総合的に分析し審査する機能を強化するとともに、複雑化する証券取引に対応するための監査手法の開発等を行う。
 3. 会員の法令・諸規則違反等に対する自主規制機関としての処分業務を適切に遂行するため、役職員の法令違反等に係る会員の責任を認定する際の考え方及び処分基準を整備する。
 4. 会員に対して法令遵守の徹底や内部管理体制の改善を求めるための勧告は、これまで専ら会員処分に伴い行われてきているが、会員処分を行わない場合でも、証券事故の多発等会員の法令等の遵守状況が適当でないものについては是正を求めるなど、勧告等の積極的な活用を図る。
 5. 上記の諸施策を実施するための体制整備等を行うとともに、より一層の監査要員等の増員に務める。